○国土交通省告示第三十三号
環境省
経済産業省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V45	日立C　ZR260H	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NS2－V46	日立C　ZR950J	〃	〃
NS2－V47	日立3　EG65R－	〃	〃

○国土交通省告示第三十四号
環境省
経済産業省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V48	キャタピラー　D8T	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS2－V49	キャタピラー　D9T	〃	〃
NS2－V50	キャタピラー　D10T	〃	〃
NS2－V51	キャタピラー826H	〃	〃
NS2－V52	キャタピラー836H	〃	〃
NS2－V53	キャタピラー988H	〃	〃
NS2－V54	キャタピラー328D	〃	〃
NS2－V55	キャタピラー374D	〃	〃
NS2－V56	キャタピラー390D	〃	〃
NS2－V57	キャタピラー770	〃	〃
NS2－V58	キャタピラー772	〃	〃

○国土交通省告示第三十五号
環境省
経済産業省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V59	日本車両　DH J－45	日本車輌製造株式会社	愛知県名古屋市熱田区三本松町1番1号
NS2－V60	日本車両　DH 558－110M－5	〃	〃
NS2－V61	日本車両　DH 658－135M－5	〃	〃
NS2－V62	日本車両　DH 758－160M	〃	〃
NS2－V63	日本車両　DH 900－5	〃	〃
NS2－V64	日本車両　ED 8200H	〃	〃

○国土交通省告示第三十六号
環境省
経済産業省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V65	TCM　TBL5	TCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号
NS2－V66	TCM　TBL12	〃	〃
NS2－V67	TCM　DS15	〃	〃
NS2－V68	TCM　DS25	〃	〃
NS2－V69	TCM　DS35－3	〃	〃
NS2－V70	TCM　DS100	〃	〃
NS2－V71	TCM　DP50－2	〃	〃
NS2－V72	TCM　DP70	〃	〃
NS2－V73	TCM　SC45	〃	〃
NS2－V74	TCM　SC50	〃	〃